

# 日本血管外科学会認定血管内治療医制度規則

## 第1章 総則

### (目的・名称)

#### 第1条

1. この制度は、日本血管外科学会（以下「本会」という）が、血管内治療を担当している優れた医師を認定し、血管疾患患者が血管内治療を安心して受けられる環境を作り、国民の福祉に貢献することを目的とする。
2. 本会が認定する血管内治療医は、血管内治療の知識・経験を既に習得し、実施している医師である。
3. 前項において認定する治療医は、日本血管外科学会認定血管内治療医（英文名「Board Certified Endovascular Fellow of the Japanese Society for Vascular Surgery」以下「血管内治療医」という）という。

### (運営)

#### 第2条

1. 本会は、この制度の維持・発展と運営に当たるために血管内治療医制度委員会（以下「本委員会」という）を置く。
2. 本委員会は以下の業務を行う。
  - 一、血管内治療医の資格審査
  - 二、血管内治療医の認定更新審査
  - 三、血管内治療医の質を維持・向上するための横断的教育・研究プログラムの推進
  - 四、血管内治療医が診療に専念できる環境作りの推進
3. 本委員会の委員長及び委員の選出は、委員会が推薦し、理事長が委嘱する。

## 第2章 血管内治療医の認定

### (認定)

#### 第3条

1. 理事長は、本会が実施する書類審査に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て血管内治療医と認定し、認定証を交付する。
2. 認定料は、別に定める。

### (認定申請)

#### 第4条

1. 血管内治療医認定審査は、申請書が提出され次第、随時行う。
2. 申請資格の審査ならびに、認定施行に関する規定は、別に定める。

### (申請資格)

#### 第5条

1. 血管内治療医認定を申請する者は、次の各号の条件をすべて満たしていなければならない。
  - 一、日本国の医師免許を有し、医師としての人格及び見識を備えていること。
  - 二、日本心臓血管外科専門医、または外科専門医かつ脈管専門医であること。
  - 三、過去に術者30例（指導的助手を含む）を含む、血管内治療（末梢動脈疾患に対する血管内治療30例を含む）を50例経験していること。

四、日本血管外科学会の会員であること。

#### (申請方法)

### 第6条

1. 血管内治療医の認定を申請する者は、次に定める書類を提出する。
  - 一、認定医資格認定審査申請書および履歴書（様式指定）
  - 二、血管内治療（末梢血管疾患に限る）50例の手術記録の謄本（表紙のみ様式指定）
2. 審査・受験料は別に定める。

### 第3章 血管内治療医の更新

(更新)

#### 第7条

1. 血管内治療医は、認定を受けた年から5年を経た時に資格更新の認定を受けなければ、引き続き血管内治療医を称することができない。
2. 認定更新は毎年1回、事項に定める資格を公示し、書類によって審査する。
3. 更新のための認定を申請するものは次に定めるすべての資格を有する。
  - 一、日本血管外科学会会員であること（会費を完納していること）
  - 二、心臓血管外科専門医、または外科専門医かつ脈管専門医であること
  - 三、日本血管外科学会学術総会に過去5年間に1回以上参加していること
  - 四、日本血管外科学会主催の教育セミナーを過去5年間に1回以上受講していること
4. 更新にあたっては、次に定める資料を提出する。
  - 一、心臓血管外科専門医での更新
    - ・心臓血管外科専門医認定証のコピー（有効期限内であること）
    - ・日本血管外科学会学術総会の参加証のコピー
    - ・日本血管外科学会主催の教育セミナー受講証のコピー
    - ・更新料振込控え
  - 二、外科専門医かつ脈管専門医での更新
    - ・外科専門医及び脈管専門医認定証のコピー（いずれも有効期限内であること）
    - ・日本血管外科学会学術総会の参加証のコピー
    - ・日本血管外科学会主催の教育セミナー受講証のコピー
    - ・更新料振込控え
5. 血管内治療医制度委員会は申請書類に基づく審査を行い、所定の基準を満たす者につき血管内治療医の更新を認める。
6. 血管内治療医更新料は別に定める。
7. 次の事情で血管内治療医の更新申請ができない者は、最長2年間の猶予期間を認める。連続する猶予期間の申請は原則として認めない。猶予を希望する者は血管内治療医更新猶予申請書及び猶予理由を証明するものを提出する。
  - 一、海外留学
  - 二、大学院入学
  - 三、管理職就任（理事長・総長・学長・学部長・病院長等が相当し、教授・科長等は含まない）
  - 四、その他やむを得ない事情（病気療養・公的研究機関への出稿・出産・育児等）

## **第4章 認定医の資格の喪失**

### **(喪失)**

#### **第8条**

1. 血管内治療医は、次の各号の事由によりその資格を喪失する。
  - 一、死亡あるいは血管内治療医としての資格を辞退したとき。
  - 二、日本国の医師の資格を喪失したとき。
  - 三、日本血管外科学会の会員の資格を喪失したとき。
  - 四、認定後5年を経過し、更新の申請が行われなかったとき。
  - 五、更新申請が認められなかったとき。

### **(資格停止・取り消し)**

#### **第9条**

1. 理事長は、血管内治療医としてふさわしくない行為のあった者に対して、本委員会及び理事会の議を経て血管内治療医の資格を期限つきで停止または取り消すことができる。
2. 議決の前にその血管内治療医に対して弁明の機会を与えなければならない。

## **第5章 補則**

### **(改廃)**

**第10条** この規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

### **(細則)**

**第11条** この規則の施行についての細則は、別に定める。

附則1 この規則は、平成21年会務総会承認時から施行する。

附則2 この規則は、平成25年2月27日より改正する。

附則3 この規則は、平成27年10月29日より改正する。

附則4 この規則は、令和6年5月29日より改正する。